

勝手な 取り調べは違法



検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法。（北村人権裁判・大阪高裁判決。1998年3月19日に確定）
また、帳簿や伝票類の勝手なコピーはさせないこと